

第26回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況

会社の支配に関する基本方針

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

株式会社網屋

法令及び当社定款17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.amiya.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正性を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保することを目的に制定した「当社行動規範」を実践するとともに、「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底し、その遵守に努める。
- 2) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、取締役、執行役員及び使用人が具体的に判断並びに行動するための規範を確保する。
- 3) 取締役は、重大な法令、定款、規制及び社内規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
- 4) 管理本部長を委員長として、常勤取締役、常勤監査役、執行役員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の醸成を図るための組織体制を確立するとともに、適正な運営を図る。また、当社の社会的責任を深く自覚するとともに、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、取締役、執行役員及び使用人の教育研修を実施する。
- 5) 「内部通報規程」を定め、不正行為等に関する通報等を経営陣から独立した監査役、顧問弁護士を受付窓口とした通報ルートを設置する。なお、会社は、通報者が通報等したことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- 6) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を配し、「内部監査規程」に基づく監査を実施する。また、内部監査担当者は会計監査人及び監査役会と連携し、効率的な監査と牽制機能を維持できるよう努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」などの社内規程に基づき、紙又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理する。
- 2) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう検索性に配慮して保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 管理本部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、「リスク管理規程」及び「内部通報規程」を制定し、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- 2) 定期的に開催するリスク・コンプライアンス委員会を通じて、業務執行上のリスクについて適時把握し、その対応方針を審議するとともに、特に重大なリスクについては、取締役会に報告する。
- 3) 当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査担当者により監査を実施する。
- 4) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を直ちに設置し、迅速に対応を検討し、被害及び損失の拡大を最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、機動的な意思決定並びに適切な職務執行が行える体制を確保する。
- 2) 中期経営計画及び年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会にて経営指標の分析及び進捗管理を通じて、業績目標の達成を図る。
- 3) 取締役会の決定に基づく日常の職務執行を効率的に行うため「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」を制定し、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
- 4) 経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役の指示、意思決定を経営会議に伝達する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の登用を求めた場合は、当社使用人から監査役補助者を任命する。
- 2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。
- 3) 監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 取締役会及び経営会議等の重要な会議には監査役が出席し、経営における重要な意思決定並びに業務の執行状況について把握できる体制を維持する。
- 2) 取締役、執行役員及び使用人は、法令もしくは定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を監査役に対し、速やかに報告する。
- 3) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- 4) 監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用人に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。
- 5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 会計監査人及び内部監査担当者より監査実施状況等について報告を受けるとともに、定期的に情報交換及び協議を行う。
- 2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- 3) 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. リスク・コンプライアンスに関する取り組み

- 1) 管理本部長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を年に1回以上開催し、情報管理体制の強化、重大なシステムトラブルの回避、新型コロナウイルス感染症による業務影響のリスク分析と対応シミュレーションについて審議しております。
- 2) 取締役、執行役員及び使用人等を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施し、また、内部通報規程に基づく通報窓口を社内に周知することで、コンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めています。

2. 取締役の職務執行

当事業年度は、17回取締役会を開催し、迅速な意思決定と職務執行状況の報告等を行いました。また、取締役の職務執行にあたっては、取締役会規程その他社内規程に基づき、効率的な業務執行を行っております。

3. 監査役監査体制

監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席するほか、稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人からの説明と報告を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、監査の実効性が高まるように努めております。

4. 内部監査体制

代表取締役直轄の内部監査担当者が、各部門の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役に対して報告しております。

会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	50,000	—	7,377	7,377	273	440,423	440,697
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約権 の行使）	210	210		210			
自己株式の処分			753,454	753,454			
特別償却準備金の取崩					△154	154	—
当期純利益						183,785	183,785
事業年度中の変動額合計	210	210	753,454	753,664	△154	183,939	183,785
当期末残高	50,210	210	760,832	761,042	119	624,363	624,482

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△25,152	472,922	472,922
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権 の行使）		420	420
自己株式の処分	25,152	778,607	778,607
特別償却準備金の取崩		—	—
当期純利益		183,785	183,785
事業年度中の変動額合計	25,152	962,812	962,812
当期末残高	—	1,435,734	1,435,734

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～33年

工具器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

市場販売目的のソフトウェア 3年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的のソフトウェアの減価償却方法

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

市場販売目的のソフトウェアの減価償却費 43,284千円

市場販売目的のソフトウェア 73,032千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアは、見込販売収益及び販売可能な見込有効期間に基づき、残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を減価償却費として計上しております。

見込販売収益は売上成長率及び受注金額等を基礎として見積り、見込有効期間は製品の販売予定期間を踏まえ上限を3年として決定しております。見込販売収益及び見込有効期間は将来の経済状況等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の市場販売目的のソフトウェアの減価償却費の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

132,945千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2	50,000	3,955,600	—	4,005,600
合計	50,000	3,955,600	—	4,005,600
自己株式				
普通株式 (注) 1. 3. 4	5,370	424,230	429,600	—
合計	5,370	424,230	429,600	—

(注) 1. 当社は、2021年8月26日付で普通株式1株につき80株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加3,955,600株は株式分割による増加3,950,000株及び第1回新株予約権の行使による増加5,600株によるものです。

3. 普通株式の自己株式数の増加424,230株は株式分割によるものです。

4. 普通株式の自己株式数の減少429,600株は、上場に伴う公募による自己株式の処分によるものです。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 404,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、財務経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現 金 及 び 預 金	1,893,149	1,893,149	—
(2) 売 掛 金	196,600	196,600	—
資産計	2,089,750	2,089,750	—
(1) 買 掛 金	39,166	39,166	—
(2) 未 払 金	56,740	56,740	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	135,016	134,977	△38
負債計	230,923	230,884	△38

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区 分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	1,559

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1, 893, 149	—	—	—
売掛金	196, 600	—	—	—
合計	2, 089, 750	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 (千円)
長期借入金	80, 232	54, 784	—	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	44, 586千円
退職給付引当金	13, 749千円
資産除去債務費用否認	6, 830千円
未払事業税	5, 913千円
その他	8, 014千円
繰延税金資産小計	79, 094千円
評価性引当額	△3, 284千円
繰延税金資産合計	75, 810千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△63千円
繰延税金負債合計	△63千円
繰延税金資産の純額	75, 747千円

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 358円43銭
(2) 1株当たりの当期純利益 51円29銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は当事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。